

○別杵速見地域広域市町村圏事務組合職員

服務規程

(昭和48年8月9日)
訓令第1号)

(目的)

第1条 この規程は、別に定めるものを除くほか、職員の服務に関する基準を定めることにより、職務の合理的かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

(準用)

第2条 職員の服務に関しては、別府市職員の服務規程(昭和32年訓令第7号)を準用する。

附 則

この規程は、公示の日から施行する。